

日時：令和6年9月20日（金）
19時～
場所：河内地区市民センター

自治会の活性化に向けた意見交換会

○ 宇都宮市の自治会について

- ・ 自治会に関する現状や課題についての認識や意見
- ・ 自治会の活性化に向けてそれぞれの関係者（市民，自治会，事業者，関係団体等）に求められる役割や期待すること
- ・ 自治会の活性化に資する取組事例，好事例などについて自由にご発言ください。

本市の自治会の概要

- 本市の自治会は、**784の単位自治会が組織**され、各地区内の自治会によって「地区連合自治会」が、市内全ての地区連合自治会によって「市自治会連合会」がそれぞれ組織されている。
- 市全体での**自治会加入率は61.2%**となっている。

※単位自治会数には、休会中の自治会を含む。

組織	概要
単位自治会	区域内住民によって組織され、会員相互の親睦に加え、区域内の安全安心のまちづくりや良好な生活環境の保持、地域住民の福祉の増進等に資する活動等を行う。
地区連合自治会	市内39地区内の自治会によって組織され、地区内の自治会活動全般の連絡調整や地区活動の総合的な方向付け等を行う。
市自治会連合会	市内全ての地区連合自治会によって組織され、地区連合自治会や関係機関・団体との自治会活動全般の連絡調整や市全体の活動の総合的な方向付け等を行う。

加入世帯数	総世帯数	加入率
145,557	237,764	61.2%

(令和6年4月現在)

(出典：宇都宮市の推計人口及び宇都宮市自治会連合会の調査結果を基に宇都宮市作成)

自治会の公益的な活動

防災

防災マニュアル作成，避難訓練 (細谷・上戸祭地区連合自治会)



防犯

児童の登下校の見守り (緑1丁目自治会)



防犯パトロール (岩曽団地自治会)



環境美化

清掃活動 (今宮3丁目自治会)



花壇づくり (岡本駅前三区自治会)



(出典：宇都宮市まちづくり活動応援事業活動事例集，
魅力ある自治会づくり支援事業補助金活用事例集)

【参考】自治会の公益的な活動

- 自治会は、会員相互の親睦のみならず、行政と連携しながら、「防犯」、「防災」をはじめとする様々な公益的な活動を担っている。

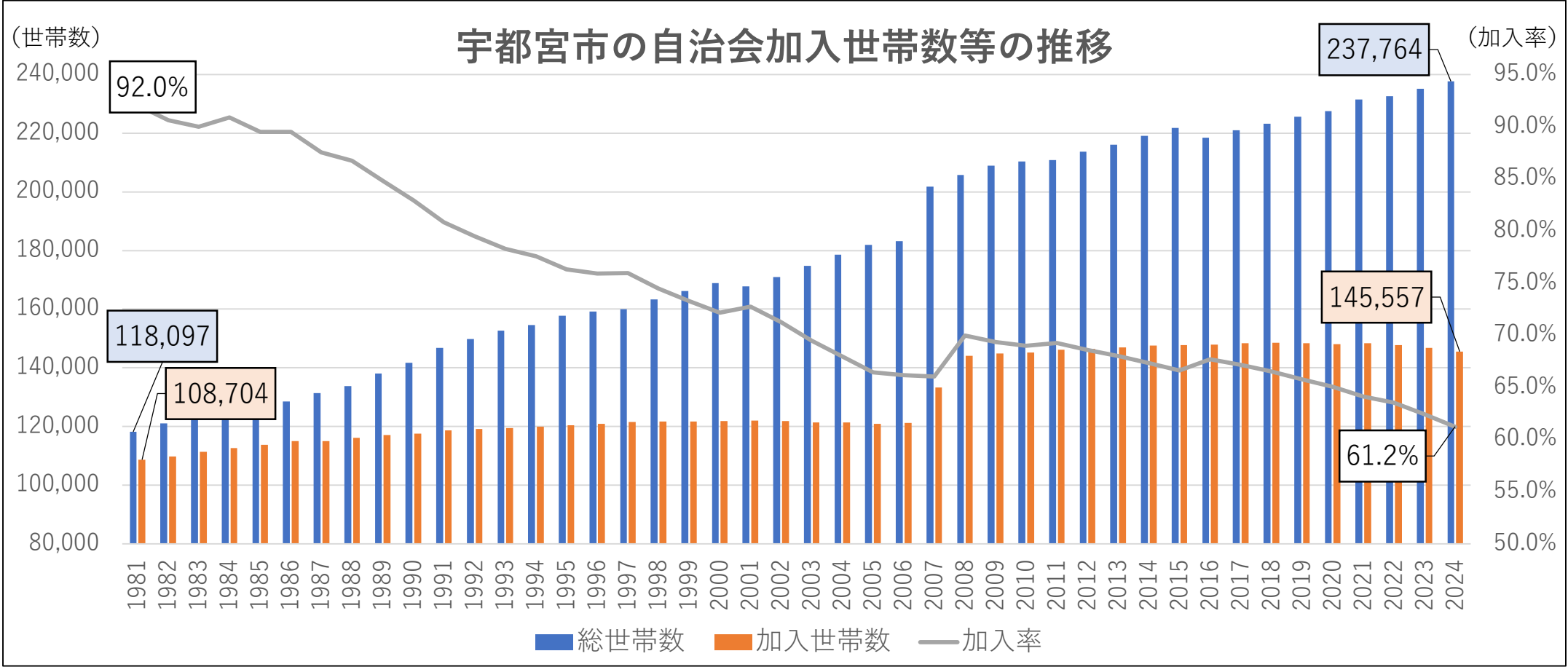
分野	自治会の公益的な活動（例）
防災	・ 防災訓練、炊き出し、避難所運営への協力等を行う「自主防災会」の担い手 ・ 災害時要援護者への避難支援等を行う「地区支援班」の担い手
防犯	・ 地域の防犯灯（約5万灯）、防犯カメラ（約560台）の設置・維持管理の主体 ・ 防犯パトロールや環境点検等を行う「自主防犯団体」の担い手
交通安全	・ 交通安全市民総ぐるみ活動への参加等を行う「交通安全推進協議会」の担い手
環境美化	・ ごみステーションの設置・維持管理の主体 ・ 公園等の清掃 ・ ごみ減量化の普及啓発等を行う「リサイクル推進員」の推薦
福祉	・ 地域における見守りや福祉活動への参加・協力を行う「福祉協力員」の推薦 ・ 社会福祉協議会が実施する各種募金や敬老会等への協力
子ども・学校	・ 青少年の健全育成、子ども会への支援等を行う「青少年育成会」の担い手 ・ 魅力ある学校づくり地域協議会や学校ボランティアへの協力
その他	・ 自治会回覧を活用した行政情報の周知 ・ スポーツ協会等への協力 ・ 市主催の各種会議への出席、市の重要施策に係る地域説明会への参加・協力

※個々の自治会により活動の内容等は異なる

【参考】自治会員が様々な地域活動の担い手となっているイメージ



➤ 約40年間で市の世帯数は約2倍に増加したが、自治会加入世帯数は約1.3倍の増加にとどまった結果、
自治会加入率は約30ポイント低下



※2006年度以前は合併前の旧河内町，旧上河内町を含まない
※2008年度以降は二世帯同居等の重複世帯分を加算した数値

(出典：宇都宮市の推計人口及び宇都宮市自治会連合会の調査結果を基に宇都宮市作成)

世帯、住居、働き方の変化

➤ 社会環境やライフスタイルの変化に伴い、**市民における世帯の構成や住居、働き方の状況なども大きく変化**しており、こうした変化が**自治会加入率の低下などにも大きく影響**していると考えられる。

< 世帯の変化 >

○多世代同居の減少

	2005年	2020年
世帯数	2.4万	⇒ 1.6万 (3 割減)
割合	12.2%	⇒ 6.9% (半減)

○単独世帯の増加

	2005年	2020年
世帯数	5.9万	⇒ 8.9万 (5 割増)
割合	30.4%	⇒ 38.7% (3 割増)

< 住居の変化 >

○マンション等（集合住宅）の増加

	2003年	2018年
戸数	6.4万	⇒ 8.4万 (3 割増)

※参考：一戸建て

	2003年	2018年
戸数	11.9万	⇒ 14.4万 (2 割増)

< 働き方の変化 >

○共働き世帯の増加

	2005年	2020年
世帯数	5.1万	⇒ 5.3万 (若干増)

○専業主婦（夫）世帯の減少

	2005年	2020年
世帯数	4.1万	⇒ 3.0万 (3 割減)

○高齢者就業の増加

	2005年	2020年
就業率 (65～74歳)	26.6%	⇒ 34.4% (3 割増)

(出典：国勢調査，住宅・土地統計調査を基に宇都宮市作成)

自治会シンポジウム

- 世代や立場を超えた自治会参加に向けて、様々な立場の方々と議論することを目的に令和6年2月に開催
- 自治会役員に加え、学生、PTA、事業者、市議会議員など様々な立場の方が、あわせて351名参加
- 「これからの自治会」をテーマにグループワークを行い、今後の自治会のあるべき姿を「自治会宣言」としてとりまとめ

自治会宣言

- 1 住民のニーズを丁寧に把握しよう
- 2 既存の事業・イベントをさらに見直してアップデートしよう
- 3 誰もが楽しく参加しやすい自治会を作っていこう

グループワーク（主な意見）

自治会に求められること

- ・自治会の情報発信、活動の透明化
- ・交流機会の確保、加入促進の強化
- ・住民ニーズに応じた活動の見直し
- ・地域の関係団体との連携強化
- ・多様な担い手が活躍できる環境整備
- ・自治会役員の負担軽減、効率の良い仕組みづくり
- ・デジタルの効果的な活用

地域住民に求められること

- ・自治会が果たす役割について理解を深めること
- ・地域のことを自分事として捉えること

事業者求められること

- ・自治会との連携強化
- ・住宅会社における自治会加入の後押し

その他の意見

- ・プライベートを保ちたい

自治会の加入促進・活性化に向けた支援・事業（主なもの）

自治会 自治会の魅力向上や活動の活性化に向けた支援

魅力ある自治会づくり支援事業補助金（令和3年度～）

自治会の魅力向上や加入促進等に取り組む自治会を支援するため、取組に要する費用の一部を補助するもの

【活用事例】「住民と共有した変革する自治会の構築」（河内地区）

- ・ 役員の担い手不足や若年層の自治会への関心の希薄化に対応するため、大学生、若手起業家や子育て中の親とのワークショップを実施
- ・ 『若い方からの「魅力ある自治会づくり」提言集』を発行し、自治会等に配布



地域活動団体デジタル活用支援事業補助金（令和6年度～）

自治会などの地域活動団体におけるデジタルの活用を支援するため、取組に要する費用の一部を補助するもの

【活用実績】令和6年度14団体に交付

分譲マンション等における加入促進アドバイザー派遣（令和6年度）

大規模分譲住宅地や、中高層マンションの建設を予定しているモデル地区（自治会）にアドバイザーを派遣し、地域と連携しながら、具体的な助言や加入促進策の提案・実施等を行うとともに、加入促進マニュアルを作成するもの

市民 自治会の認知拡大，加入インセンティブ付与

自治会会員の優待制度「宮PASS」（令和3年度～）

自治会加入世帯に配布されるカード「宮PASS」を宇都宮市内外のサービス提供施設に提示することで、割引や特典などの優待を受けることができるサービスを展開することで、市民の自治会加入に関するインセンティブを付与する

【対象施設等】

- ・ 飲食店やショッピングモールの店舗，レジャー施設など101か所（拡大中）
- ・ 各地区の地域イベントや市主催のイベント等における特典も展開
- ・ 令和6年秋には「宮PASS」の認知拡大に向けたスタンプラリーを実施予定



加入促進に関する協定書に基づく自治会加入の働きかけ（平成27年度～）

市，宇都宮市自治会連合会，栃木県宅地建物取引業協会県央支部の三者で締結した協定に基づき，県央支部に加盟する事業者店舗において，住宅の販売や賃貸の管理・仲介等を行う際に，市民に対して加入促進チラシを配布

現状と課題の整理

- 自治会加入率の低下に加え、自治会加入世帯数も直近で減少に転ずるなど、自治会を取り巻く状況は厳しさを増しており、この状況が今後も続いた場合、**地域住民間の交流の減少や、自治会が担っている公益的な取組の減少・停滞につながるおそれがある。**
- これまでも市、自治会、事業者が連携しながら自治会の加入促進や活動の活性化に向けた様々な取組を実施してきたところであるが、**加入率の低下に歯止めをかけるには至っておらず、取組の更なる充実・強化が必要。**
特に、マンション等の集合住宅の居住者については、建物の建築、分譲、賃貸などの機を捉えた情報提供等が必要であり、**住宅関連事業者と連携した取組の重要性が増している。**
- 社会環境等の変化に伴い、**自治会が「誰もが関わりを持っている」「加入して当たり前」の存在ではなくなって来ている現状を踏まえ、自治会の意義や重要性について改めて広く認識を共有するとともに、活動の活性化に向けた取組の必要性が高まっている。**



上記の状況を踏まえ、自治会の加入促進や活動の活性化に向けて、自治会の意義や重要性について明文化するとともに、自治会、市民、事業者、市の役割等について具体化する「条例」の制定を検討する。

＜条例の規定＞

自治会の意義や重要性を明記

自治会，地域住民，事業者などの
関係者の役割を明記

自治会への支援を
市の責務として明記

＜条例制定後の取組（粗いイメージ）＞

- ・自治会長が自信をもって加入促進活動を展開
- ・自治会活動の活性化・魅力向上の取組の加速化
- ・宅地開発を行う事業者と地元自治会との連携強化（事前協議の仕組みの具体化など）
- ・市の自治会支援・加入促進策の充実・強化（補助金の自治会加入要件化など全庁的な施策への反映）
- ・市の自治会への依頼事項の見直しによる負担軽減の検討

➡ 条例制定とともに加入促進・活性化策を充実



市が自治会支援に「本気」で取り組むことを示し，「待った無し」の状況にある自治会の現状に対する危機感や自治会支援の必要性を広く共有するきっかけとするとともに，様々な自治会支援策の後押しとするため，条例の制定に取り組む。

他自治体における自治会に関する条例の制定状況

➤ 自治会等への加入に主眼を置いた条例は、令和6年6月現在で**全国25の自治体で制定**されている。

< 制定自治体一覧 >

長野県塩尻市 (H23.3.24公布, 4.1施行)	島根県出雲市 (H27.3公布, 施行)	東京都渋谷区 (H29.3.31公布, 4.1施行)	北海道倶知安町 (H30.12.13公布, 施行)	福岡県苅田町 (R3.12.21公布, 施行)
さいたま市 (H24.5.2公布, 施行)	愛媛県大洲市 (H27.3.20公布, 4.1施行)	宮崎県都城市 (H29.12.20公布, 施行)	東京都立川市 (H31.3.25公布, 施行)	鳥取県倉吉市 (R4.3.16公布, 4.1施行)
埼玉県八潮市 (H24.12.21公布, H25.4.1施行)	埼玉県草加市 (H27.3.23公布, 4.1施行)	岐阜県羽島市 (H30.3.26公布, 施行)	東京都八王子市 (H31.3.27公布, 4.1施行)	茨城県笠間市 (R4.3.18公布, 7.1施行)
埼玉県所沢市 (H26.6.30公布, 施行)	東京都品川区 (H28.3.24公布, 4.1施行)	東京都豊島区 (H30.3.27公布, H30.4.1施行)	三重県四日市市 (R元.12.25公布, R2.4.1施行)	栃木県那須塩原市 (R4.3.24公布, 4.1施行)
川崎市 (H26.12.18公布, H27.4.1施行)	宮崎県宮崎市 (H28.6.24公布, 施行)	埼玉県川口市 (H30.9.27公布, 施行)	千葉県市川市 (R2.3.25公布, 4.1施行)	札幌市 (R4.10.6公布, R5.4.1施行)

(出典：一般財団法人地方自治研究機構「自治会加入に関する条例」より引用)

他自治体の条例で定められている事項

- 他自治体の条例においては、条例を制定する上で基本となる考え方である「基本理念」のほか、自治会の加入促進や活動の活性化に向けて、自治会、市民、事業者、行政などの「関係者が果たすべき役割」などを規定

< 他自治体の条例で定められている事項の例 >

【基本理念】

- ・自治会の地域社会における役割の重要性を理解すること
- ・市民の多様な価値観や自主性を尊重すること
- ・自治会の自立性や地域性を尊重すること

【自治会の役割】

- ・積極的な情報公開により開かれた運営に努めること
- ・市民の多様な価値観等を尊重し、参加や加入を促すこと
- ・地域を支える人材を育成すること など

【市民の役割】

- ・自治会の意義、重要性について理解と関心を深めること
- ・自治会への加入や活動への参加に努めること など

【事業者の役割】

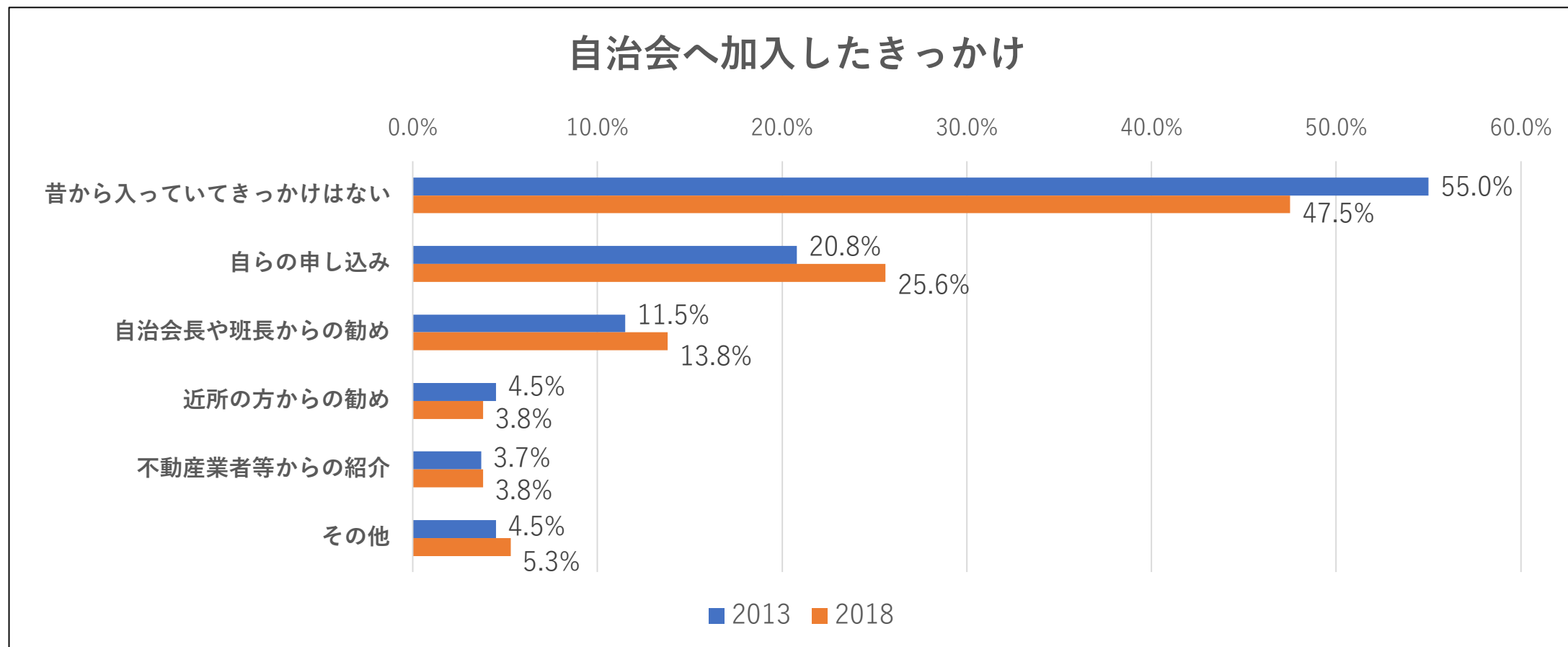
- ・自治会活動への参加、協力を努めること
- ・住宅関係事業者は、入居者等に対して、自治会加入等に資する情報の提供に努めること など

【行政の役割】

- ・自治会の維持や活性化に必要な施策を実施すること
- ・自治会への依頼が過重な負担とならないようにすること
- ・必要な財政上の措置を講じるよう努めること など

【参考】自治会へ加入したきっかけ

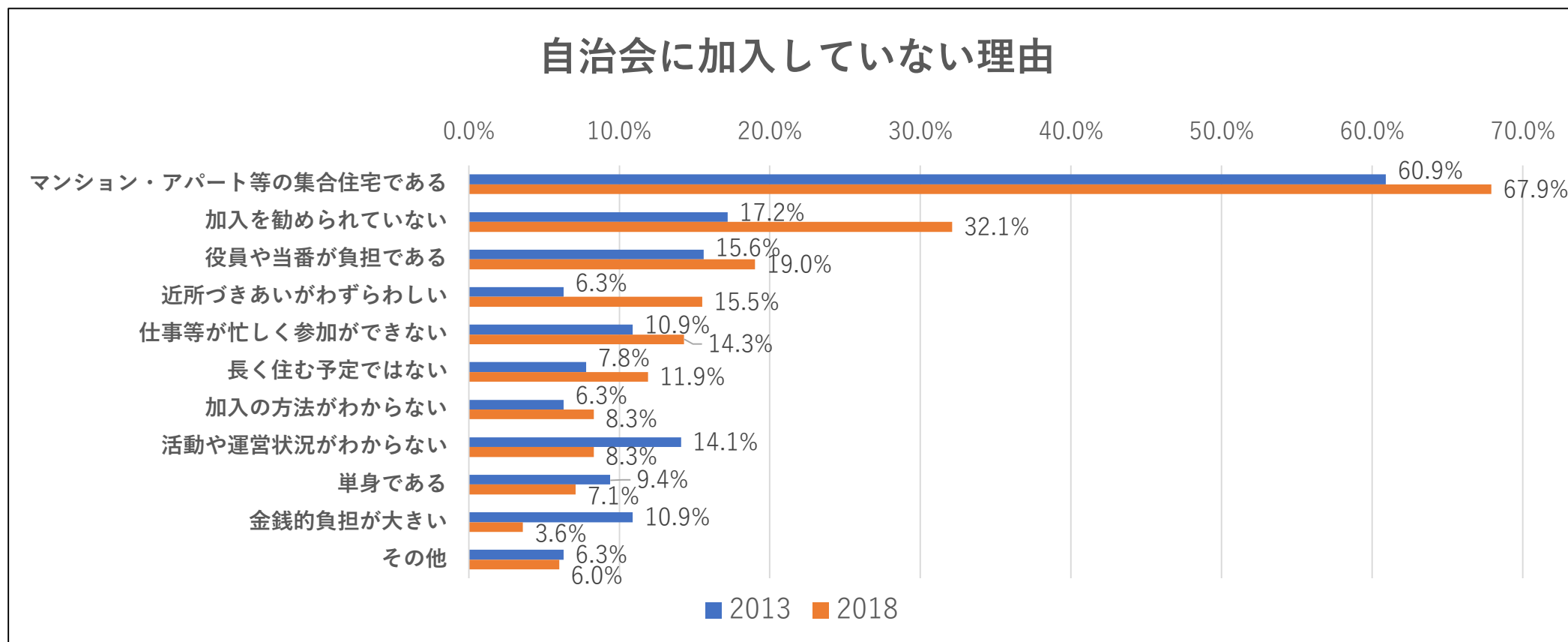
- 自治会に加入したきっかけは「昔から入っていてきっかけはない」が約5割で最大だが前回調査から減少
- 代わって「自らの申し込み」，「自治会長や班長からの勧め」がそれぞれ増加



(出典：宇都宮市市政に関する世論調査を基に宇都宮市作成)

【参考】自治会に加入していない理由

- 自治会に加入していない理由は「集合住宅である」が約7割と最大で、「加入を勧められていない」，「近所づきあいがわずらわしい」が前回調査から大きく増加
- 「役員や当番が負担」，「仕事等が忙しくて参加ができない」といった回答もそれぞれ1～2割存在



※ 3つまでの複数回答可であるため合計は100%とならない。

(出典：宇都宮市市政に関する世論調査を基に宇都宮市作成)

【参考】第1回条例制定懇談会（8/1）における主な意見の分類

目指すまちの姿、大切にすべき考え方、関係者の役割などに関する意見（条例）

<自治会の役割>

- ・地域まちづくり組織の役員など地域活動の幅広い担い手
- ・伝統行事の継承
- ・社会的なつながりやコミュニケーションのニーズへの対応
- ・市からの依頼を減らした上で自治会が公益的活動を担うべき
- ・都内では自治会の公益的活動が防災のみの例も

<加入促進・活性化>

- ・自治会加入の魅力やメリットの「見える化」が必要
- ・加入促進の前に「活性化」が必要
- ・新規加入者の自治会への取り込みが必要
- ・若い人の意見を運営に取り入れることが必要

<事業者との連携>

- ・事業者に対して自治会に加入できることや自治会への協力を期待することのPRが必要
- ・事業者が自治会のイベントなどへの協力を行っている

<役員の負担軽減>

- ・役員の担い手不足が深刻
- ・若い人が働きながら自治会長を務められる環境が必要

<他団体との連携>

- ・子ども会をきっかけに自治会に加入する人が増えてほしい

<その他>

- ・自治会にも一定の規模が必要
- ・世帯内の子・孫世代が自治会に関わる必要がある
- ・公共的な取組に協力する意識づくりが必要

個別の取組などに関する意見（施策・事業）

<加入促進・活性化>

- ・QRコード等を活用した自治会加入手続の簡素化

<事業者との連携>

- ・自治会長の連絡先の確認に手間がかかっている
- ・賃貸マンションの加入促進にはオーナーの認識が必要

<役員の負担軽減>

- ・自治会費の口座振替の導入
- ・SNSなどの活用による回覧板の効率化
- ・市から自治会への依頼事項の削減

<その他>

- ・学校教育、公営住宅等における対応
- ・市の職員が自治会に関わる仕組
- ・自治会活動に市がお金を払う仕組（公園や道路の環境美化、自治会長への手当など）

【参考】自治会の加入促進や活性化に主眼を置いた条例の例

市川市自治会等を応援する条例（※ポイントとなる部分を抜粋・要約したもの）

目的

自治会等が市政運営に欠かせない協働のパートナーであることに鑑み、市民の自治会加入、活動参加を促進するとともに、自治会等への応援に係る基本理念、関係者の役割を定めることにより、安全で安心な住みよい地域社会を形成することを目的とする

基本理念

- ・市民の多様な価値観及び自主性の尊重
- ・自治会等の地域社会における役割の重要性の理解
- ・自治会等の地域活動の持続的かつ活動的な運営
- ・自治会等の自立性及び地域性の尊重

定義

自治会、事業者、住宅関連事業者 など

市民の役割

地域社会の一員であることを認識し、自治会等の地域社会における重要な役割を理解するとともに、自治会加入及び活動への参加により、地域社会の発展に努める

市の役割

- ・自治会等と協働して安全で安心な住みよいまちづくりの推進に取り組み、市民の自治会加入、活動参加に関し必要な措置を講ずるよう努める
- ・必要な財政上の措置を講ずるよう努める
- ・広報活動、啓発活動その他必要な措置を講ずるよう努める
- ・研修会等を開催し、自治会等の将来を担う人材育成に努める
- ・職員に対し、自治会への加入勧奨等に努める など

自治会等の役割

- ・地域コミュニティ活動、防犯活動、防災活動その他の安全で安心な住みよい地域社会の形成に資する活動に努める
- ・市民に対し、自治会加入、活動参加を促進するよう努める
- ・運営の透明性の向上を図り、開かれた組織づくりに努める
- ・地域の将来を担う人材の育成に努める など

事業者・住宅関連事業者の役割

- ・地域の自治会等の活動への協力により、自治会等の地域活動の活性化に努める
- ・従業員の自治会活動への参加に配慮するよう努める
- ・住宅関連事業者は、入居者に対し、地域自治会等に関する情報の提供に努める など

【参考】地域コミュニティの推進等に関する条例の例

長岡京市助け合いとつながりのまちづくり条例（※ポイントとなる部分を抜粋・要約したもの）

目的

まちづくりにおいて、関係者に期待することや市のすべきこと、まちづくりの担い手たちが協力・連携する仕組み、市民等がまちづくりの担い手として活動しやすい環境づくりについて定めることにより、助け合いとつながり(共助及び協力・連携)によるまちづくりを進めることを目的とする

基本理念

- ・地域のつながりを深め、日々を安全・安心に暮らせるまち
- ・市民等の自主的な活動が尊重され活力のあるまち ・多様な主体の協力・連携が図られるまち

定義

まちづくり、地縁団体、コミュニティ活動参加者 など

市民に期待すること

- ・地域に関心を持ち、自分のこととして考え、話し合い、行動するよう努める
- ・共感できる活動又は団体に参加するよう努める など

事業者に期待すること

- ・市民生活の向上に貢献するよう努める
- ・必要に応じて市又は他のまちづくりの担い手と協力・連携し、まちづくりに貢献するよう努める など

市のすべきこと

- ・市民等の自主的活動を尊重すること
- ・市民等に期待することが推進されるよう必要な支援を行うこと
- ・市民等との対話を積極的に行うこと など

自治会に期待すること

- ・地域に住む人と人をつなぎ、地域に関する情報を共有するよう努める
- ・地域の住民間の助け合いや見守りを進め、災害時にも協力し合える安心・安全な地域をつくるよう努める
- ・自治会活動への地域住民の共感を高め、地域の魅力を共有し、会員の拡大に取り組むよう努める など

市民活動団体、コミュニティ活動参加者等に期待すること

- ・活動を通して、市民生活の向上に貢献するよう努める
- ・必要に応じて市又は他のまちづくりの担い手と協力・連携し、まちづくりに貢献するよう努める

岐阜市住民自治基本条例（※ポイントとなる部分を抜粋・要約したもの）

目的

住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする

基本理念・基本原則

- ・市民はまちづくりの主権者 ・市民の自発的な市政参加及び主体的な活動
- ・役割分担及び協働 ・人と人とのつながり、相互理解と信頼関係 ・地域特性を生かす など

定義

市民、まちづくり、市政、住民自治 など

市民の権利及び役割

- ・市政に関して知る権利、広くまちづくりに参画する権利、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する
- ・互いの権利を尊重し、住民自治に寄与する

市長等の責務

- ・組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図る
- ・政策立案から実施、評価までの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たす
- ・市民参画の制度の整備とその周知に努める
- ・市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実に努める など

コミュニティ

- ・自治会、NPO法人、ボランティア団体等のコミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与する
- ・コミュニティは、その活動内容等を明らかにし、市民の理解及び協力が得られるよう努める
- ・市民は、コミュニティに対する理解を深め、互いに協働してまちづくりの推進に努める
- ・自治会は、相互扶助の精神に基づき、地域住民相互の結び付きを深め、地域住民の福祉の向上を図ることにより、豊かで住みよい地域社会の実現に努める
- ・地域住民は、自治会への加入及び自治会の活動への参加に努める など

※上記のほか、市議会の責務、市民投票、パブリックコメント手続き等について規定